

平成二十一年内閣府・厚生労働省令第七号

食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十四条第四項及び第五項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令を次のように定める。

第一条 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）は、毎年度の都道府県等食品衛生監視指導計画を、その年度開始前までに、厚生労働大臣及び消費者庁長官に提出しなければならない。

第二条 都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画を変更しようとするときは、その実施前に、厚生労働大臣及び消費者庁長官に提出しなければならない。

第三条 都道府県知事等は、毎年度、都道府県等食品衛生監視指導計画の実施結果の概要を、翌年度の六月三十日までに公表するとともに、当該実施結果を取りまとめ、取りまとめ後速やかに、これを公表しなければならない。

第四条 前項に定めるもののほか、都道府県知事等は、夏期、年末その他必要と認められる期間については、当該期間における都道府県等食品衛生監視指導計画の実施結果の概要を作成し、作成後速やかに、これを公表しなければならない。

第五条 都道府県知事等は、前二項の規定による公表を行うに当たっては、当該都道府県、保健所を設置する市又は特別区の公報又は広報紙への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により住民に周知させるよう努めなければならない。

第六条 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第二十八条第一項（法第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生監視員が、食品、添加物、器具、容器包装又は食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号。以下「規則」という。）第七十八条各号に掲げるおもちゃを収去しようとするときは、被収去者に様式第一号による収去証を交付しなければならない。

第七条 食品衛生監視員が、その職務を行う場合において携帯する証票は、様式第二号、食品衛生監視員であることを示す章は、様式第三号による。

第八条 厚生労働大臣、消費者庁長官及び都道府県知事等は、法第二十八条第四項の規定により登録検査機関に試験に関する事務を委託する場合には、当該登録検査機関の検査員（規則第三十八条第一項第二号に規定する検査員をいう。）に当該試験を行わせ、かつ、規則第四十条各号に掲げる基準と同等以上の基準により当該試験を行わせなければならない。

附則

（施行期日）

第一条 この命令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この命令の施行の際現にある消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第三十八号）第四条の規定による改正前の規則様式第二号から様式第四号まで（次項において「旧様式」という。）による書類は、当分の間、それぞれ様式第一号から様式第三号までによるものとみなす。

第三条 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成二十七年三月二〇日内閣府・厚生労働省令第一号）

この命令は、食品表示法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附則（平成二十八年三月八日内閣府・厚生労働省令第二号）

（施行期日）

第一条 この命令は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式第一号（次項において「旧様式」という。）による書類は、当分の間、この命令による改正後の様式第一号によるものとみなす。

第三条 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和元年五月七日内閣府・厚生労働省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年六月二八日内閣府・厚生労働省令第四号）

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年三月三十一日内閣府・厚生労働省令第五号）

（施行期日）

第一条 この命令は、健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

第三条 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年五月三十一日内閣府・厚生労働省令第四号）

(施行期日)
第一条 この命令は、食品衛生法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和三年六月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和三年一〇月二二日内閣府・厚生労働省令第九号) 抄

(施行期日)

1 この命令は、公布の日から施行する。

(食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令の技術的読替え)

3 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第二百二十三号。以下この項において「整備政令」という。)附則第二条の規定により食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十六号)第二条の規定による改正前の食品衛生法第五十二条第一項の許可を受けて整備政令第一条の規定による改正前の食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第三十五条各号の営業(整備政令第一条の規定による改正後の食品衛生法施行令第三十五条各号の営業のいずれかに該当する営業に限る。)について、なお従前の例により当該営業を行うことができる者としてされた者に対する食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令第三条第一項の規定の適用については、同命令様式第一号中「食品衛生法第28条第1項(同法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)」の規定」とあるのは「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第123号)附則第2条の規定により、なお従前の例により当該営業を行うことができる者としてされた場合における、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)第2条の規定による改正前の食品衛生法(昭和22年法律第233号)第28条第1項(同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)」の規定」と読み替えるものとする。

(経過措置)

4 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

5 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第一号(第三条関係)

○ ○	
<p>甲</p> <p style="text-align: center;">収 去 証</p> <p>1 被収去者の住所又は営業所所在地</p> <p>2 被収去者の氏名又は法人名</p> <p>3 収去品名</p> <p>4 収去数量</p> <p>5 収去目的</p> <p>6 収去日時 令和 年 月 日 午 前 後 時</p> <p>7 収去場所</p> <p>食品衛生法第28条第1項(同法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、上記のように収去する。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p>収 去 者 所属庁 職 所属庁印 氏 名 印</p> <p>備考</p> <p>※教示事項について(別紙)参照</p>	<p style="text-align: center;">○ ○</p> <p style="text-align: center;">(別紙)</p> <p><教示></p> <p>この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、○○に対して審査請求をすることができる(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。)</p> <p>この処分に対する取消訴訟については、□□を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない(裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。)</p> <p><参照条文></p> <p>○食品衛生法(昭和22年法律第233号)(抄)</p> <p>第28条 厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、当該職員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で収去させることができる。</p> <p>2~4 (略)</p> <p>第80条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。</p> <p>備考</p> <p>1 教示文言中の「○○」には、収去者の所属庁を踏まえ、「内閣総理大臣」、「厚生労働大臣」、「消費者庁長官」、「都道府県知事」、「保健所設置市長」又は「特別区長」と記載するものとする。</p> <p>2 教示文言中の「□□」には、収去者の所属庁を踏まえ、「国(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）」、「都道府県」、「保健所設置市」又は「特別区」と記載するものとする。</p>
○ ○	

備考

- 1 この用紙の大きさは、A列5番又はA列6番とする。
- 2 所属庁印は、赤色とする。
- 3 この用紙は、甲片及び乙片の2片とする。
- 4 乙片にはとじ目の切断線を設けず、かつ、所属庁印及び印を省略するとともに、「収去証」を「収去証(控)」と、「甲」を「乙」と印刷するものとする。

備考

- 1 教示文言中の「○○」には、収去者の所属庁を踏まえ、「内閣総理大臣」、「厚生労働大臣」、「消費者庁長官」、「都道府県知事」、「保健所設置市長」又は「特別区長」と記載するものとする。
- 2 教示文言中の「□□」には、収去者の所属庁を踏まえ、「国(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）」、「都道府県」、「保健所設置市」又は「特別区」と記載するものとする。

様式第二号(第三条関係)
(表面)

12cm

<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">食品衛生監視員の証</p> <p style="text-align: center;">年 年 月 月 日 日 限 交 有 付 効</p> <p style="text-align: right;">所 属 庁 所 属 庁 印</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">生 年 月 日</p>	<p style="text-align: center;">写 真 ち よ う 付 面</p>
---	--

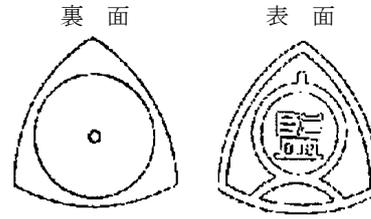
8cm

この証書を携帯する者は、食品衛生法、健康増進法又は食品表示法により臨検検査又は取去をする職権を行う者で、その関係条文は、以下のとおりである。

食品衛生法抜粋

- 第二十八条 厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、当該職員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するに必要限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で取去させることができる。
- 2 前項の規定により当該職員に臨検検査又は取去をさせる場合には、これにその身分を示す証書を携帯させ、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 4 厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、第一項の規定により取去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に関する事務を登録検査機関に委託することができる。
- 第三十条 第二十八条第一項に規定する当該職員の職権及び食品衛生に関する指導の職務を行わせるために、厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、その職員のうちから食品衛生監視員を命ずるものとする。
- 2 都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画の定めるところにより、その命じた食品衛生監視員に監視指導を行わせなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、指針に従い、その命じた食品衛生監視員に食品、添加物、器具及び容器包装の表示又は広告に係る監視指導を行わせるものとする。
- 4 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の定めるところにより、その命じた食品衛生監視員に食品、添加物、器具及び容器包装の輸入に係る監視指導を行わせるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、食品衛生監視員の資格その他食品衛生監視員に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第八十条 (第一項及び第二項 略)
- 3 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。
- (健康増進法抜粋)
- 第六十一条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に特別用途食品の製造施設、貯蔵施設又は販売施設に立ち入り、販売の用に供する当該特別用途食品を検査させ、又は試験の用に供するに必要限度において当該特別用途食品を取去させることができる。
- 2 前項の規定により立ち入り検査又は取去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第三項の規定する当該職員の権限は、食品衛生法第三十条第一項に規定する食品衛生監視員が行うものとする。
- 4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 5 内閣総理大臣は、研究所に、第一項の規定により取去された食品の試験を行わせるものとする。
- (特別用途表示の承認)
- 第六十二条 本邦において販売に供する食品につき、外国において特別用途表示をしようとする者は、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- 2 第四十二条第七項まで及び前条の規定は前項の承認について、第六十一条の規定は同項の承認に係る食品について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「製造施設、貯蔵施設」とあるのは、「貯蔵施設」と読み替えるものとする。
- (勧告等)
- 第六十六条 (第一項及び第二項 略)
- 3 第六十一条の規定は、食品として販売に供する物であつて健康保持増進効果等についての表示がされたもの(特別用途食品及び第六十三条第一項の承認を受けた食品を除く。)について準用する。(第四項 略)
- (権限の委任)
- 第六十九条 (第一項及び第二項 略)
- 3 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。(第五項 略)
- 食品表示法抜粋
- (立入検査等)
- 第八条 内閣総理大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者等若しくは食品関連事業者とその事業に関する関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するに必要限度において、食品若しくはその原材料を無償で取去させることができる。(第一項及び第三項 略)
- 4 前三項の規定による立入検査、質問又は取去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 第一項から第三項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 6 第一項の規定による取去は、食品衛生法第三十条第一項に規定する食品衛生監視員に行わせるものとする。(第七項から第九項まで 略)
- (権限の委任等)
- 第十五条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。(第一項から第四項まで 略)
- 5 第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事、都城保健法(昭和二十二年法律第百二十五号)第五十一条の政令で定める市(次条において「保健所を設置する市」という。)の市長又は特別区の区長が行うことができる。

様式第三号(第三条関係)



き章の様式

一、き章構図

- (1) 直径十七ミリメートルの円に内接する円みを帯びた三角形の「食」文字模様を中心に「監」の字を収める。
- (2) 「食」の字を図案化し、「監」及び図案を浮出しとする。
- (3) 裏面にボタン穴ネチ止式の取付具を付する。

二、き章材質

- (1) 真鍮基台に黒焼付うるしとする。
- (2) 「監」の字を銀メッキとして「食」文字模様を金メッキとする。